

各市町村介護保険担当課 御中

茨城県保健福祉部長寿福祉推進課

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員への〔慰労金〕について

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員への〔慰労金〕について、申請の受付を7月から行っていますが、申請期限は12月末までとなっております。

- 地域包括支援センターの職員の方で、慰労金の要件に該当する職員の方は、慰労金の申請をすることができます。地域包括支援センターが、公立であるか、民間であるかは、問いません。
- 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）だけでなく、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、茨城県における緊急事態発令中（令和2年4月17日～5月13日）に市町村から要請を受けて事業を継続していた指定外サービス（委託、補助による実施）についても慰労金の対象になります。

まだ申請を行っていない地域包括支援センターは、申請を行ってください。

また、指定外の介護予防・生活支援サービス事業の事業者に対して申請していただくよう、市町村からのお知らせをさせていただきますようお願いいたします。

なお、既に申請された市町村に対してもお知らせしております。

1 介護サービス事業所・施設等職員への慰労金について

給付対象		給付金額
利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員	①訪問系サービス：実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員	1人20万円
	②その他の施設等：実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に施設等に勤務した職員	
上記以外の施設等に勤務し、利用者と接する職員		1人5万円

※ 令和2年2月11日から令和2年6月30日までに、介護サービス事業所・施設等で10日以上勤務した方が対象です。

※ 給付対象、申請書の様式等の詳細については、下記茨城県ホームページをご覧ください。

2 申請先・申請方法

○ 申請先

- ・地域包括支援センター（公立）及び指定外の介護予防・生活支援サービス事業の事業者：県長寿福祉推進課に直接申請してください。

- ・地域包括支援センター（民間）：
茨城県国民健康保険団体連合会に申請してください。

○ 申請方法

- ・地域包括支援センター（公立）：

個人用申請書を地域包括支援センターで取りまとめて、県長寿福祉推進課宛て郵送してください。

- ・指定外の介護予防・生活支援サービス事業の事業者：

事業者用申請書で県長寿福祉推進課宛て、電子メールまたは郵送してください。

- ・地域包括支援センター（民間）：

茨城県国民健康保険団体連合会の電子申請受付システム等により申請してください。

○ 茨城県ホームページ

ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > 介護保険 > 介護保険に関する新着情報 > 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/houkatsusienjigyo.html>

[お問い合わせ先]

新型コロナウイルス包括交付金コールセンター

電話：029-301-2674

茨城県長寿福祉推進課

電話：029-301-3315